		五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九　積載場所への立入りは、当該場所の空気中の酸素濃度の計測により危険がないことを確認しない限り、禁止すること。 十　積載場所において通風する場合は、貨物の表面のみを通風すること。
焼成硫化鉄鉱	PYRITES, CALCINED (Calcined Pyrites)	一　食品と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　ビルジウェルは、清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 七　積載場所に天井板を設置しないこと。やむを得ず天井板を設置する場合には、当該場所の内底板と天井板の間に貨物が入ることを防止するための措置をとること。 八　船積み前に、積載場所の内底板を石灰で表面処理すること。 九　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
化学石膏（液状化するおそれのあるもの）		一　航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 イ　船長が荷送人から、貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがないことを示す書面の提出を受けている場合 ロ　積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合 三　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　航海中は貨物の表面を定期的に点検すること。 六　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 七　陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、甲板及び積載場所を十分に清掃すること。

○国土交通省告示第千五百二十七号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第十三条の規定に基づき、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十三を次のように改める。

別表第13（第14条関係）

危険物			積載の方法
分類	品名		
	日本語名	英語名	
可燃性物質	アルミニウムフェロシリコン粉末 UN1395	ALMINIUM FERROSILICON POWDER UN1395	一　食品及び腐食性物質（液体）と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　船積み前に、船長は荷送人から、貨物が覆いのある場所で３日以上外気に通じた状態で保管したものであることを示す書面の提出を受けること。 五　雨中において荷役作業をしないこと。 六　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八　甲板及び積載場所に隣接する区画における喫煙及び裸火の使用を禁止し、その旨を目立つ場所に表示すること。 九　２以上の自蔵式呼吸具を備えること。 十　航海中は積載場所を機械式通風装置を用いて連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合には、この限りではない。 十一　積載場所の空気中の水素、リン化水素、ヒ化水素及びシランの濃度を計測するための防爆型の機器を船舶に備え、航海中定期的に計測し、計測記録を船内に保管すること。 十二　陸揚げ後は、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。
	アルミニウムシリコン粉末（表面を被覆していないもの） UN1398	ALUMINIUM SILICON POWDER UNCOATED UN1398	一　食品及び腐食性物質（液体）と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。